

非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について

1. 目的

非常用ガス処理系主要弁（T46-F001A, B 及び T46-F003A, B）について、弁箱厚さが公称値で記載され弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載がなかったことから、他の主要弁と記載の整合を図るため要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法（設計確認値）へ記載を変更し、弁ふた厚さ及び弁ふた材料を記載する。

2. 要目表の記載の変更の概要

弁箱厚さについて、腐食代を考慮した寸法（設計確認値）へ変更する。また、弁ふた厚さ及び弁ふた材料を新たに記載する。

変更点は以下のとおりである（添付資料 1～3 参照）。

(1) 弁箱厚さ（T46-F001A, B, T46-F003A, B）

変更前： (mm)

変更後： (mm)

(2) 弁ふた厚さ、材料（T46-F001A, B, T46-F003A, B）

変更前：（弁ふた厚さ）－

（弁ふた材料）－

変更後：（弁ふた厚さ） (mm)

（弁ふた材料）S25C

3. 要目表の記載の変更の必要性

他の主要弁との記載の整合を図るため要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法（設計確認値）へ変更し、弁ふた厚さ及び弁ふた材料を新たに記載する必要がある。

4. 設工認手続きについて

本手続きでは、要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法（設計確認値）へ記載を変更する。また、これまで記載していなかった弁ふた厚さ及び弁ふた材料について記載する。

本変更は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第一において、圧力低減設備その他の安全設備に係るものの「改造」に該当することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の 3 の 9 第 2 項に基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請が必要となる。

5. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について

設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり、技術基準規則の条文ごとに、該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料 4 に示す。

6. 添付すべき資料の整理

本手続きによる設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付すべき書類は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて、下欄に記載される添付書類を

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

添付する必要がある。

ただし、別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定があるため、添付書類の可否を検討した。検討結果を添付資料5, 6に示す。

以 上

添付資料1：非常用ガス処理系主要弁の要目表（今回変更認可申請資料）

添付資料2：非常用ガス処理系の系統図（今回変更認可申請資料）

添付資料3：機器の配置を明示した図面（今回変更認可申請資料）

添付資料4：設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

添付資料5：設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の可否の検討結果

添付資料6：設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について

添付資料1：非常用ガス処理系主要弁の要目表（今回変更認可申請資料）

※ 主要弁（常設）

		変更前 ^{*1}		変更後	
名称		T46-F001A, B			
種類	—	止め弁			
最高使用圧力	kPa	-23.5～13.7		変更なし	
最高使用温度	℃	100			
主要寸法	呼び径	300A			
	弁箱厚さ	<input type="text"/>		<input type="text"/>	
	弁ふた厚さ	<input type="text"/>			
材料	弁箱	SCPH2			
	弁ふた	S25C			
駆動方法	—	空気作動		変更なし	
個数	—	2			
取付箇所	系統名 (ライン名)	T46-F001A 非常用ガス処理系A系	T46-F001B 非常用ガス処理系B系		
	設置床	原子炉建屋 0. P. 33, 20m	原子炉建屋 0. P. 33, 20m		
	溢水防護上の 区画番号	—		—	
	溢水防護上の配慮 が必要な高さ	—		—	

注記*1：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

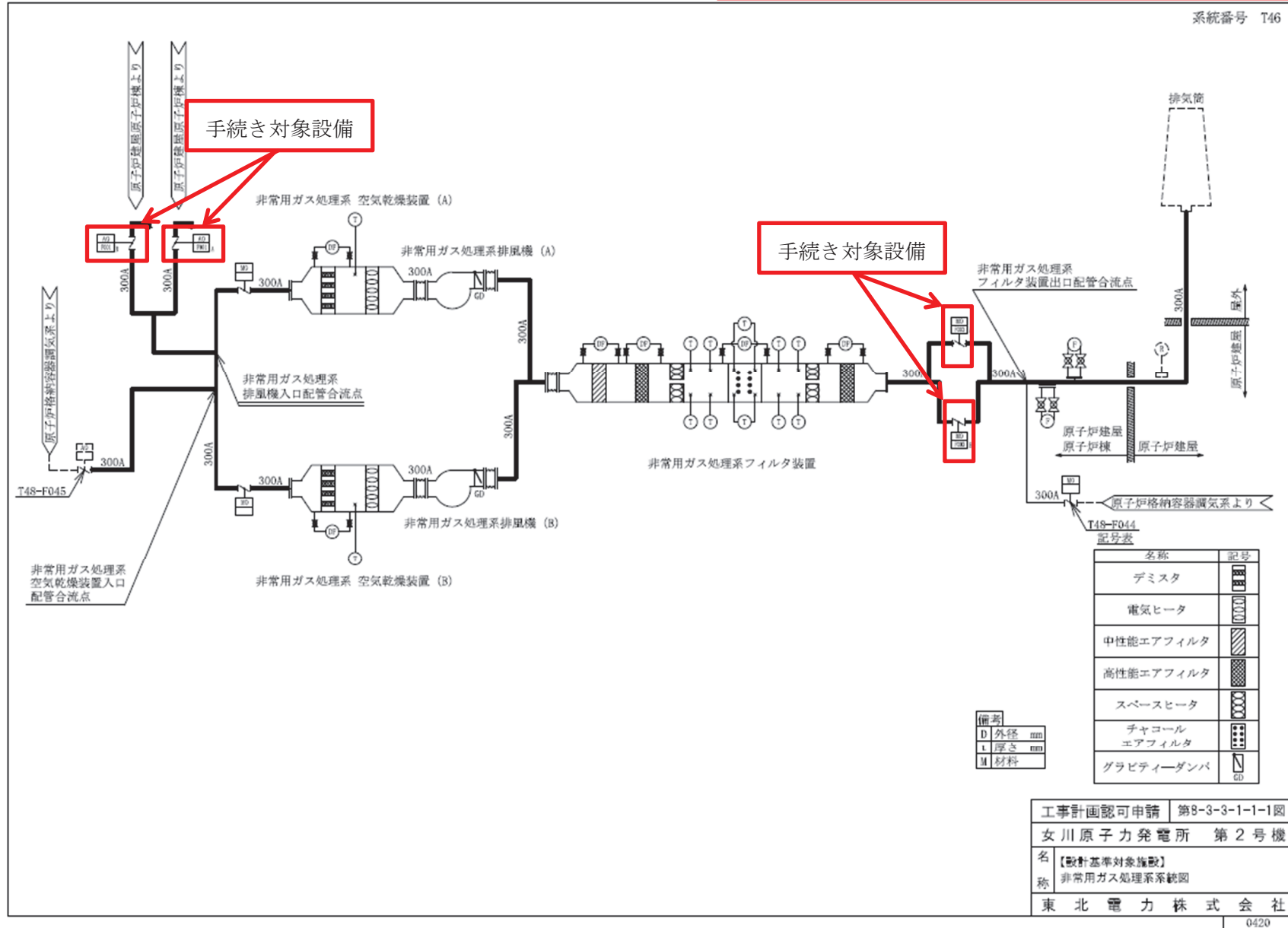
：手続き対象

		変更前*		変更後	
名称		T46-F003A, B		変更なし	
種類		止め弁			
最高使用圧力		23.5 kPa			
最高使用温度		140 ℃			
呼び径		300A			
主要寸法	弁箱厚さ	<input type="text"/>		<input type="text"/>	
	弁ふた厚さ	<input type="text"/>			
材料	弁箱	SCP112		変更なし	
	弁ふた	<input type="text"/>			
駆動方法		電気作動			
個数		2			
取付箇所	系統名 (ライン名)	T46-F003A 非常用ガス処理系A系	T46-F003B 非常用ガス処理系B系		
	設置床	原子炉建屋 O. P. 22.50m			
	溢水防護上の 区画番号	—		R-2F-1-1	R-2F-1-1
	溢水防護上の配管 が必要な高さ	—		床上0.13m以上	床上0.13m以上

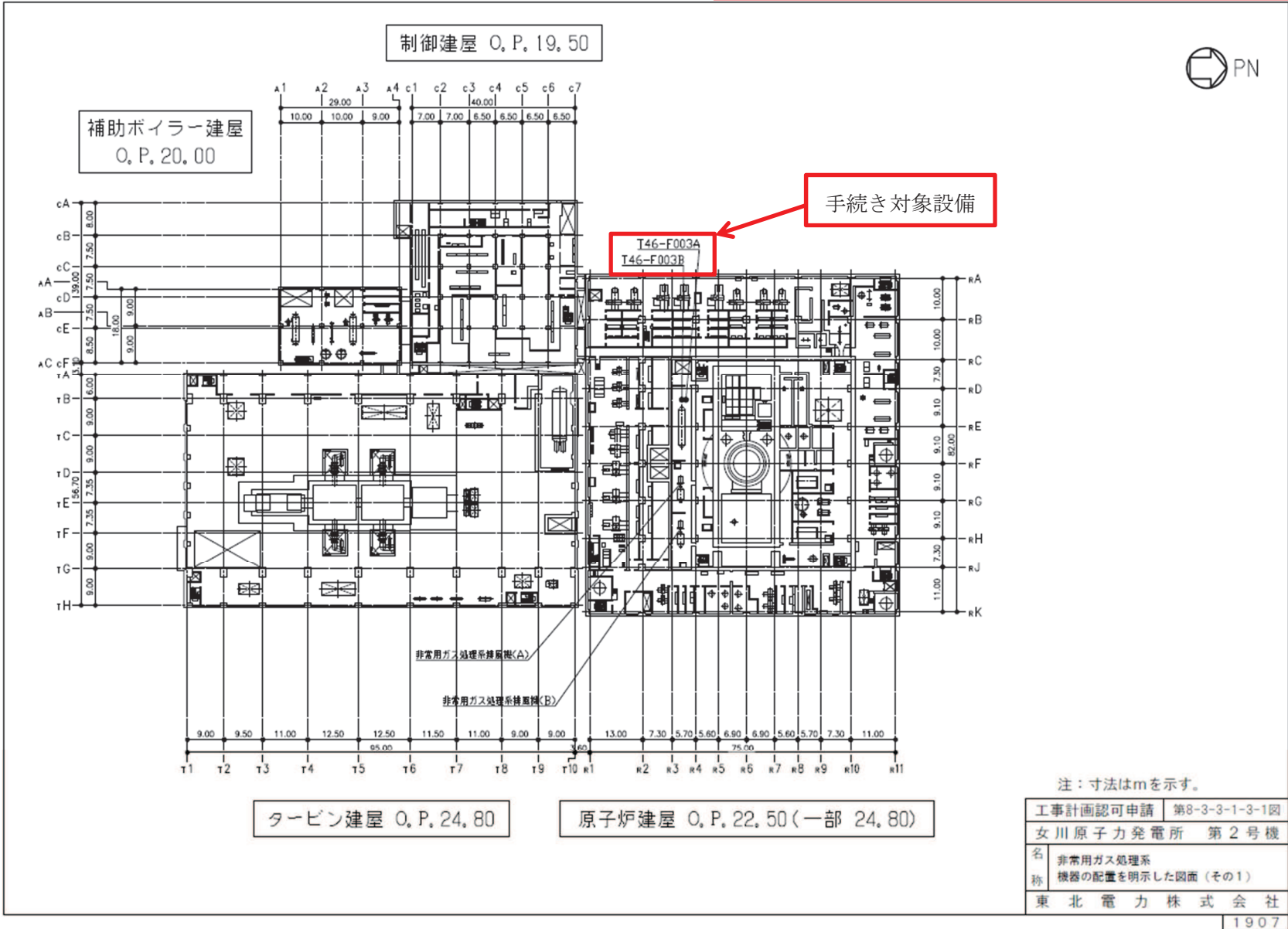
注記*1：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

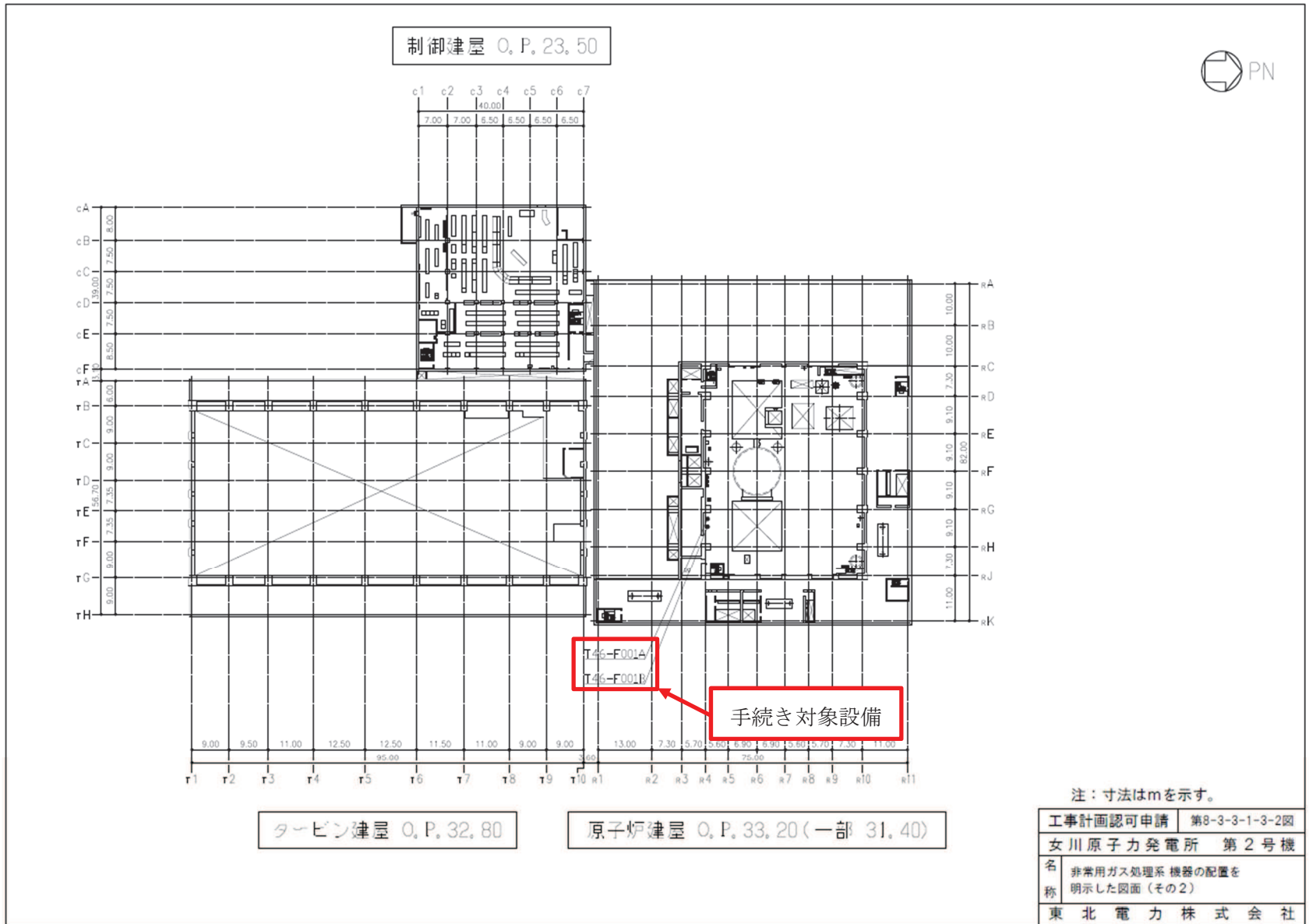
：手続き対象

添付資料 2 : 非常用ガス処理系の系統図 (今回変更認可申請資料)



添付資料 3: 機器の配置を明示した図面 (今回変更認可申請資料)





注：寸法はmを示す。

工事計画認可申請	第8-3-3-1-3-2回
女川原子力発電所 第2号機	
名称	非常用ガス処理系 機器の配置を 明示した図面 (その2)
東北電力株式会社	

設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

- 【凡例】 ○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
 △：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文
 ×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理 由	適合性を確認するための申請書類
第4条	設計基準対象施設の地盤	△	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、設計基準対象施設の地盤については、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画（以下「既工事計画」という。）において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするもの、設置地盤を変更するもしくは影響を与えるものではなく、設計基準対象施設の地盤に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とはならない。	－
第5条	地震による損傷の防止	○	本設備は、耐震重要度分類Sクラスに分類され、それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確認が必要であり、本条文に適合していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。耐震重要度分類Sクラスの地震力に耐えうる設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	△	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、津波による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするもの、設置場所の変更設計や津波防護施設の変更を行うものではなく、津波による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とならない。	－
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	△	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、外部からの衝撃による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするもの、設置場所の変更や外部からの衝撃に対する防護措置の変更を行うものではなく、外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とならない。	－
第8条	立ち入りの防止	△	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、立ち入りの防止については、工場、事業所（発電所）に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	－
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	△	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、工場、事業所（発電所）に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、人の不法な侵入・不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	－
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから、適用条文とはならない。	－
第11条	火災による損傷の防止	△	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、火災による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするもの、設置場所の変更や不燃材料を使用する設計の変更を行うものではなく、火災による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とならない。	－
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	△	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、溢水による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするもの、設置場所の変更、浸水防護設備の変更および既工事計画の溢水評価の変更を行うものではなく、溢水による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とならない。	－
第13条	安全避難通路等	△	本設備は、発電用原子炉設備であることから、適用条文となるが、安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするもの、設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とならない。	－
第14条	安全設備	○	本設備は、安全設備であり、変更を行う設備が通常運転時、運転時の異常な過度変化及び設計基準事故等において、必要な機能が、発揮できることを確認する必要があるため、審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	本設備は設計基準対象施設であり、設計基準対象施設の機能として、保守点検を含めた試験・検査性について、適合性の確認が必要であり、審査対象条文となる。悪影響防止及び保守点検を含めた試験・検査性が確保されている設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	本設備は、全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	－
第17条	材料及び構造	×	本設備は、クラス1機器、クラス2機器及びクラス3機器に該当しないことから、適用条文とはならない。	－
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	本設備は、クラス1機器、クラス2機器及びクラス3機器に該当しないことから、適用条文とはならない。	－

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
 △：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文
 ×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理 由	適合性を確認するための申請書類
第19条	流体振動等による損傷の防止	×	本設備は、一次冷却系統に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第20条	安全弁等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当するものの、安全弁等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第21条	耐圧試験等	×	本設備は、クラス1機器、クラス2機器及びクラス3機器に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第22条	監視試験片	×	本設備は、設計基準対象施設に該当するものの、容器に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第23条	炉心等	×	本設備は、炉心等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第24条	熱遮蔽材	×	本設備は、熱遮蔽材に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第25条	一次冷却材	×	本設備は、一次冷却材に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	本設備は、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	本設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	本設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第29条	一次冷却材処理装置	×	本設備は、一次冷却材処理装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第30条	逆止め弁	×	本設備は、放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第31条	蒸気タービン	×	本設備は、蒸気タービンに該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第32条	非常用炉心冷却設備	×	本設備は、非常用炉心冷却設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第33条	循環設備等	×	本設備は、循環設備等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第34条	計測装置	×	本設備は、計測装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
 △：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文
 ×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理 由	適合性を確認するための申請書類
第35条	安全保護装置	×	本設備は、安全保護装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	本設備は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第37条	制御材駆動装置	×	本設備は、制御材駆動装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第38条	原子炉制御室等	×	本設備は、原子炉制御室等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第39条	廃棄物処理設備等	×	本設備は、廃棄物処理設備等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	本設備は、廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	本設備は、放射性物質による汚染の防止に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第42条	生体遮蔽等	×	本設備は、生体遮蔽等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第43条	換気設備	×	本設備は、換気設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第44条	原子炉格納施設	○	本設備は、非常用ガス処理系であるため審査対象条文となる。気体状の放射性物質を低減できることを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。	基本設計方針 設定根拠に関する説明書
第45条	保安電源設備	×	本設備は、保安電源設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第46条	緊急時対策所	×	本設備は、緊急時対策所に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第47条	警報装置等	×	本設備は、警報装置等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第48条	準用	×	本設備は、補助ボイラ、ガスタービン、内燃機関又は電気設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第50条	地震による損傷の防止	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
 △：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文
 ×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理 由	適合性を確認するための申請書類
第51条	津波による損傷の防止	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第52条	火災による損傷の防止損傷の防止	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×	本設備は、特定重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第54条	重大事故等対処設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第55条	材料及び構造	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第57条	安全弁等	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第58条	耐圧試験等	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

【凡例】 ○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
 △：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文
 ×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理 由	適合性を確認するための申請書類
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第71条	重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第72条	電源設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第73条	計装設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第75条	監視測定設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第76条	緊急時対策所	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第78条	準用	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される
添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
各発電用原子炉施設に共通			
1	送電関係一覧図	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により,送電関係一覧図に変更はないため不要。
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は,当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書	×	女川原子力発電所において,急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないため不要。
3	工場又は事業所の概要を明示した地形図	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により,工場又は事業所の概要を明示した地形図に変更はないため不要。
4	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	×	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図において,主要弁は明示していないため不要。
5	単線結線図(接地線(計器用変成器を除く。))については電線の種類,太さ及び接地の種類も併せて記載すること。)	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により,単線結線図に変更はないため不要。
6	新技術の内容を十分に説明した書類	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更では,新技術の採用等を実施していないため不要。
7	発電用原子炉施設の熱精算図	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により,発電用原子炉施設の熱精算図に変更はないため不要。
8	熱出力計算書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により,熱出力計算書に変更はないため不要。
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	○	工事計画認可申請書の工事計画の内容が,令和2年2月26日付け原規規発第2002261号で許可された設置変更許可申請書との整合性を確認する必要がある

実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
			ことから添付する。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により, 排気中及び排水中の放射性物質の濃度に変更はないため不要。
11	人が常時勤務し, 又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により, 人が常時勤務し又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に変更はないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により, 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に変更はないため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(第二条第二項第四号に規定する管理区域のうち, その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。)並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により, 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置に変更はないため不要。
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により, 取水口及び放水口に変更はないため不要。
15	設備別記載事項のうち, 容量又は注入速度, 最高使用圧力, 最高使用温度, 個数, 再結合効率, 加熱面積, 伝熱面積, 揚程又は吐出圧力, 原動機の出力, 外径, 閉止時間, 漏えい率, 制限流量, 落下速度, 駆動速度及び挿入時間, 効率, 吹出圧力, 慣性定数, 回転速度半減時間, 慣性モーメント, 設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書	○	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により, 設定根拠への影響を確認する必要があるため添付する。
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に係るものを除く。)の構造図及び取付簡	×	非常用ガス処理系 主要弁は, 環境測定装置(放射線管理用計測装置に係るもの

	実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	添付の要否 (○・×)	理由
	所を明示した図面		を除く。)に該当する設備ではないため 不要。
17	クラス 1 機器(技術基準規則第二条第二 項第三十三号口に規定するクラス 1 機 器をいう。)及び炉心支持構造物の応力 腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1 機器にあつては,支持構造物を含めて記 載すること。)	×	非常用ガス処理系主要弁は,クラス 1 機 器及び炉心支持構造物に該当する設備 ではないため不要。
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第 九号に規定する安全設備をいう。)及び 重大事故等対処設備(設置許可基準規則 第二条第二項第十四号に規定する重大 事故等対処設備をいう。)が使用される 条件の下における健全性に関する説明 書	○	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記 載の変更により,使用される条件の下に おける健全性に対して影響を与えるも のでないが,安全設備に該当することか ら添付する。
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する 説明書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記 載の変更により,発電用原子炉施設の火 災防護に変更はないため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する 説明書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記 載の変更により,設置場所等に変更はな く,溢水防護に変更はないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン,ポン プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防 護に関する説明書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記 載の変更により,蒸気タービン、ポンプ 等の破壊に伴う飛散物による損傷防護 に変更はないため不要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付 箇所を明示した図面	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記 載の変更により,通信連絡設備に変更は ないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全 避難通路を明示した図面	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記 載の変更により,安全避難通路に変更は ないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇 所を明示した図面	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記 載の変更により,非常用照明に変更はな いため不要。

実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
原子炉格納施設			
1	原子炉格納系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	○	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により, 機器の配置及び系統図に変更はないが, 申請対象を示すため添付する。
2	耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	○	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により, 耐震重要度クラスに応じた地震力に耐えられる設計であることを評価するため添付する。
3	強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により, 弁箱厚さの変更等を実施するが, 実物の変更を伴わない設計確認値の変更であり構造強度に変更は生じないため不要。
4	構造図	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により, 弁箱厚さの変更等を実施するが, 実物の変更を伴わない設計確認値の変更であり機器の構造に変更は生じないため不要。
5	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書(原子炉格納容器本体の脆性破壊防止に関する説明を併せて記載すること。)	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により, 原子炉格納施設の設計条件に変更はないため不要。
6	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により, 水素濃度低減性能に変更はないため不要。
7	原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により, 原子炉格納容器の基礎に変更はないため不要。
8	圧力低減設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により, 圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に変更はないため不要。
9	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バネ式のものに限る。)	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記載の変更により, 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算に変更はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	添付の要否 (○・×)	理由
10	設計及び工事に係る品質マネジメント システムに関する説明書	○	非常用ガス処理系 主要弁の要目表の記 載の変更により, 設計及び工事に係る品 質管理の方法等を評価する必要がある ため, 説明書を添付する。

設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について
(非常用ガス処理系 主要弁)

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
各発電用原子炉施設に共通				
1	—	<ul style="list-style-type: none"> • VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との 整合性 	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載事項は、本説明書記載事項（許可の際の申請書等の記載事項）に当たらないため、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。 なお、当該設備に係る基本設計方針の変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。
		<ul style="list-style-type: none"> • VI-1-1-1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との 整合性 	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載事項は、本説明書記載事項（許可の際の申請書等の記載事項）に当たらないため、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。 なお、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。
2	44 条	<ul style="list-style-type: none"> • VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書（非常用ガス処理系 主要弁(常設)） 	有	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により、設定根拠への影響を確認する必要があるため添付する。(別紙1参照)

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由	
	下速度、駆動速度及び 挿入時間、効率、吹出 圧力、慣性定数、回転 速度半減時間、慣性モ ーメント、設定破裂圧 力並びに設計温度の 設定根拠に関する説 明書				
3	安全設備(技術基準規 則第二条第二項第九 号に規定する安全設 備をいう。)及び重大 事故等対処設備(設置 許可基準規則第二条 第二項第十四号に規 定する重大事故等対 処設備をいう。)が使 用される条件の下に おける健全性に関す る説明書	14 条 15 条	<ul style="list-style-type: none"> VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下 における健全性に関する説明書 	無	<p>非常用ガス処理系主要弁の要目表の変更は、基本設計方針を変更するものではなく、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書に影響を与えるものではないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。</p> <p>なお、要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できる設計であることを確認している。</p>

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由	
原子炉格納施設					
1	原子炉格納施設に係 る機器の配置を明示 した図面及び系統図	14 条 15 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 8-3-3-1-1-1 図 【設計基準対象施設】非常用ガス処理系系統図 ・ 第 8-3-3-1-1-2 図 【重大事故等対処設備】非常用ガス処理系系統図 ・ 第 8-3-3-1-3-1 図 非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面（その 1） ・ 第 8-3-3-1-3-2 図 非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面（その 2） ・ 第 8-3-3-1-4-2 図 非常用ガス処理系 主配管の配置を明示した図面（その 2） ・ 第 8-3-3-1-4-5 図 非常用ガス処理系 主配管の配置を明示した図面（その 5） 	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の変更は、実物の変更を伴わない設計確認値の変更であり機器の構造及び配置に変更はないことから、本図面の変更はない。
2	耐震性に関する説明 書（支持構造物を含め て記載すること。）	5 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ VI-2-9-4-4-1 非常用ガス処理系の耐震性についての計算書 	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の変更は、実物の変更を伴わない設計確認値の変更であり機器の重量に変更はないことから、本計算書の変更はない。
3	設計及び工事に係る 品質マネジメントシ ステムに関する説明 書	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により、設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画並びに工事

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
				及び検査に係る品質管理の方法，組織等についての具体的な計画に変更はないことから，既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。
		・ VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画 原子炉格納施設	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により，設計に係るプロセスの実績，工事及び検査に係るプロセスの計画の記載に変更はないことから，既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p style="text-align: center;">VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書 (非常用ガス処理系 主要弁(常設))</p> <p style="text-align: center;">O2 表二 VI-1-1-4-7-5-1-5 R0</p>	<p style="text-align: center;">資料追加</p>

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表
 【VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書（非常用ガス処理系 主要弁(常設)）】

変 更 前	変 更 後	備 考															
	<table border="1" data-bbox="1178 349 1861 512"> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="2">T46-F001A,B</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa</td> <td>-23.5～13.7</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">—</td> </tr> </table> <p data-bbox="1189 517 1272 536">【設定根拠】</p> <p data-bbox="1189 539 1240 558">(概要)</p> <p data-bbox="1189 561 1330 580">・設計基準対象施設</p> <p data-bbox="1189 584 1854 699">T46-F001A,B は、主配管「原子炉建屋内～非常用ガス処理系排風機入口配管合流点」に設置される通常閉の弁であり、工学的安全施設起動（作動）信号により自動で全開する。設計基準対象施設としては、放射性物質の放出を伴う事故時に原子炉建屋原子炉棟（二次格納施設）の空気を非常用ガス処理系フィルタ装置に通し、排気中の放射性イオン・粒子状放射性物質が直接大気へ放出されることを防止し、原子炉建屋原子炉棟（二次格納施設）内を負圧に維持するための流路として設置する。</p> <ol data-bbox="1189 719 1854 999" style="list-style-type: none"> 1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する T46-F001A,B の最高使用圧力は、主配管「原子炉建屋内～非常用ガス処理系排風機入口配管合流点」の最高使用圧力と同じ 13.7 kPa と非常用ガス処理系排風機締切静圧 9.8 kPa が負圧に働くものとし、それを加味した -23.5 kPa を考慮し、-23.5 kPa～13.7 kPa とする。 2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する T46-F001A,B の最高使用温度は、主配管「原子炉建屋内～非常用ガス処理系排風機入口配管合流点」の最高使用温度と同じ 100℃ とする。 3. 個数の設定根拠 設計基準対象施設として使用する T46-F001A,B は、工学的安全施設起動（作動）信号により自動で全開する弁として、非常用ガス処理系 A 系及び B 系にそれぞれ 1 個とし、合計 2 個設置する。 	名 称	T46-F001A,B		最高使用圧力	kPa	-23.5～13.7	最高使用温度	℃	100	個 数	—	2	—			資料追加
名 称	T46-F001A,B																
最高使用圧力	kPa	-23.5～13.7															
最高使用温度	℃	100															
個 数	—	2															
—																	

O2 変二 VI-1-1-4-7-5-1-5 R0

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表
 【VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書（非常用ガス処理系 主要弁(常設)）】

変 更 前	変 更 後	備 考																					
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-right: 10px;">O2 変二 VI-1-1-4-7-5-1-5 ROE</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">名</td> <td style="width: 10%;">称</td> <td style="width: 80%;">T46-F003A, B</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>【設定根拠】 (概要) ・設計基準対象施設 T46-F003A, B は、主配管「非常用ガス処理系フィルタ装置～非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点」に設置される通常閉の弁であり、工学的安全施設起動（作動）信号により自動で全開する。 設計基準対象施設としては、放射性物質の放出を伴う事故時に非常用ガス処理系フィルタ装置で処理された気体を排気筒へ導くための流路として設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する T46-F003A, B の最高使用圧力は、主配管「非常用ガス処理系フィルタ装置～非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点」の最高使用圧力と同じ 23.5 kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する T46-F003A, B の最高使用温度は、主配管「非常用ガス処理系フィルタ装置～非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点」の最高使用温度と同じ 140 ℃ とする。</p> <p>3. 個数の設定根拠 設計基準対象施設として使用する T46-F003A, B は、工学的安全施設起動（作動）信号により自動で全開する弁として、非常用ガス処理系 A 系及び B 系にそれぞれ 1 個とし、合計 2 個設置する。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">2</td> </tr> </table> </div>	名	称	T46-F003A, B	最高使用圧力	kPa	23.5	最高使用温度	℃	140	個数	—	2	—			<p>【設定根拠】 (概要) ・設計基準対象施設 T46-F003A, B は、主配管「非常用ガス処理系フィルタ装置～非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点」に設置される通常閉の弁であり、工学的安全施設起動（作動）信号により自動で全開する。 設計基準対象施設としては、放射性物質の放出を伴う事故時に非常用ガス処理系フィルタ装置で処理された気体を排気筒へ導くための流路として設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する T46-F003A, B の最高使用圧力は、主配管「非常用ガス処理系フィルタ装置～非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点」の最高使用圧力と同じ 23.5 kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する T46-F003A, B の最高使用温度は、主配管「非常用ガス処理系フィルタ装置～非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点」の最高使用温度と同じ 140 ℃ とする。</p> <p>3. 個数の設定根拠 設計基準対象施設として使用する T46-F003A, B は、工学的安全施設起動（作動）信号により自動で全開する弁として、非常用ガス処理系 A 系及び B 系にそれぞれ 1 個とし、合計 2 個設置する。</p>			2			資料追加
名	称	T46-F003A, B																					
最高使用圧力	kPa	23.5																					
最高使用温度	℃	140																					
個数	—	2																					
—																							
<p>【設定根拠】 (概要) ・設計基準対象施設 T46-F003A, B は、主配管「非常用ガス処理系フィルタ装置～非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点」に設置される通常閉の弁であり、工学的安全施設起動（作動）信号により自動で全開する。 設計基準対象施設としては、放射性物質の放出を伴う事故時に非常用ガス処理系フィルタ装置で処理された気体を排気筒へ導くための流路として設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する T46-F003A, B の最高使用圧力は、主配管「非常用ガス処理系フィルタ装置～非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点」の最高使用圧力と同じ 23.5 kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する T46-F003A, B の最高使用温度は、主配管「非常用ガス処理系フィルタ装置～非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点」の最高使用温度と同じ 140 ℃ とする。</p> <p>3. 個数の設定根拠 設計基準対象施設として使用する T46-F003A, B は、工学的安全施設起動（作動）信号により自動で全開する弁として、非常用ガス処理系 A 系及び B 系にそれぞれ 1 個とし、合計 2 個設置する。</p>																							
2																							